

「商品の輸出時における増値税還付率の一部調整及び加工貿易禁止類商品目録の増補に関する通知」

2006年9月14日

日本貿易振興機構(ジェトロ) 上海センター 編

※ 本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。なお、中国政府が発表した原文については、法令名をクリックすることでご参照いただけます。

財政部、発展改革委員会、商務部、税関総署、国家税務総局による 商品の輸出時における増値税還付率の一部調整及び加工貿易禁止類 商品目録の増補に関する通知

※邦文は仮訳です。標題をクリックして原文(中文)を必ず併せてご確認ください

【発布部門】財政部、発展改革委員会、商務部、税関総署、国家税務総局

【発布文書番号】財税[2006]139号

【発布日時】2006-09-14

【施行日時】2006-09-15

各省、自治区、直轄市、計画単列市財政庁(局)、国家税務局、発展改革委、商務主管部門、税関総署広東分署、天津、上海特派弁公室、各直属税関、新疆生産建設兵団財務局、発展改革委員会：

国务院の批准を経て、一部の輸出商品の輸出時における増値税還付率を調整し、同時に加工貿易禁止類商品目録を増補する。ここに関連する事項を下記のとおり通知する：

一、一部の輸出商品の輸出時における増値税還付率を調整する

(一) 下記の商品の輸出時における増値税還付を廃止する。

- 1、輸出入徴税に関する規則と条例(以下、輸出入税則と略す)第25章における塩とセメントを除くすべての非金属類の鉱物製品；石炭、天然ガス、パラフィン、ピッチ(アスファルト)、ケイ素、ヒ素、石材、非鉄金属及び廃棄物など。
- 2、陶性合金、25種の農薬と中間体、一部の加工済みの製品皮革、鉛酸蓄電器、酸化水銀電池など。
- 3、極細カシミア、木炭、枕木、コルクの製品、一部の木材初級製品など。具体的商品名称及び徴税番号は付属文書1を参照のこと。

(二) 下記の商品の輸出時における増値税還付率を引き下げる。

- 1、鋼材(142個の徴税番号)の輸出還付税率を11%から8%に引き下げる。
- 2、陶磁器、一部の加工済みの製品皮革とセメント、ガラスの増値税還付税率をそれぞれ13%から、8%と11%に引き下げる。
- 3、一部の非鉄金属材料の輸出還付税率を13%から、5%、8%と11%に引き下げる。
- 4、紡織品、家具、プラスチック、ライター、個別の木材製品の輸出還付税率を、13%から11%に引き下げる。
- 5、機械駆動式でない車(手押し車)及びそのパーツ・部品は17%から、13%に引き下げる。具体的商品名称及び徴税番号は付属文書2を参照のこと。

(三) 一部の商品の輸出還付税率を引き上げる。

- 1、重大な技術装備(重電設備)、一部のIT製品と生物医薬製品及び一部の国家産業政策により、輸出が奨励されるハイテク製品等の増値税還付率は、13%から17%に引き上げる。

2、一部の農産物を原材料とする加工品の輸出還付税率を、5%又は11%から、13%に引き上げる。具体的商品名称及び徴税番号は付属文書3を参照のこと。

(四) 執行時期

1、以上の増値税還付率の調整は、2006年9月15日より執行する(通関輸出日に準ずる)。

2、2006年9月14日(14日を含む)以前に既に結ばれた輸出契約に対し、2006年12月14日(14日を含む)まで上述の増値税還付率の調整された貨物を通関輸出する時に、輸出企業は調整する前の増値税還付率を選び、税金の還付申請を行うことができる。但し、輸出企業は必ず2006年9月30日までに契約文書を持参し、増値税還付を主管する税務機関に登録(注:登録=備案(中国語)しなければならない。期限を過ぎて登録できない、又は2006年12月15日以降に通関輸出する場合は、一律に調整された後の増値税還付率に基づき、執行する。

上述の輸出契約とは、契約締結日時、商品名称、単価、数量、金額などの内容を明確にし、輸出企業と外国企業双方の代表の署名又は捺印で確認され、「契約法」などの関連する法律・法規の規定に合致し、真に有効な書面による輸出契約をさす。上述の規定に合致しない契約は一律に登録することができない。輸出契約は登録された後、一律に変更してはならない。具体的な輸出契約登録に関する管理弁法は、国家税務総局により別途下達する。

輸出企業が書き直し、偽造、バックデートなどの手段で違法的な利益を謀る場合、一度発見されたら、税務機関は税金を還付しない。既に還付された、又は還付すべきではない部分を追徴し、且つ関連する法律・法規の規定に基づき処罰する。

3、2006年9月14日(14日を含む)以前に既に結ばれた、且つ価格を変更できない石炭輸出長期貿易契約に対し、2006年9月30日までに既に締結した契約文書を持参し、増値税還付を主管する税務機関に登録し登録しなければならない。登録された輸出契約に対し、調整される前の増値税還付率に基づき執行し、完了させることを許可する。上述の通関輸出日は、「輸出貨物通関状[輸出還付専用]」における税関の明記した輸出日に準ずる。

二、加工貿易禁止類商品目録を増補する

既に輸出還付の廃止された、及びこの度輸出還付の廃止された商品を加工貿易禁止類目録に追加する。加工貿易禁止類目録に追加された商品の輸入に対し、一律に輸入関税と輸入増値税を徴収する。禁止類目録の具体的商品名称及び徴税番号は、商務部と関連する部門と共同で別途発布される。本規定は2006年9月15日より施行する。既に商務主管部門により批准され、且つ税関で登録された加工貿易業務に対し、元の輸入保税政策に基づき有効期限内に履行し、完了させることを許可する。期限が到来しても、再輸出を完了していない場合、加工貿易の国内販売の規定に基づき処理し、延期することを許可しない。上述の方針に基づき、商務部と税関総署と共同で別途公告を発布する。

上述の規定は同様に輸出加工区、保税区などの税関特殊監督・管理区域にも適用する。ここに通知する。

財政部、発展改革委員会、商務部、税関総署、国家税務総局

二〇〇六年九月十四日